

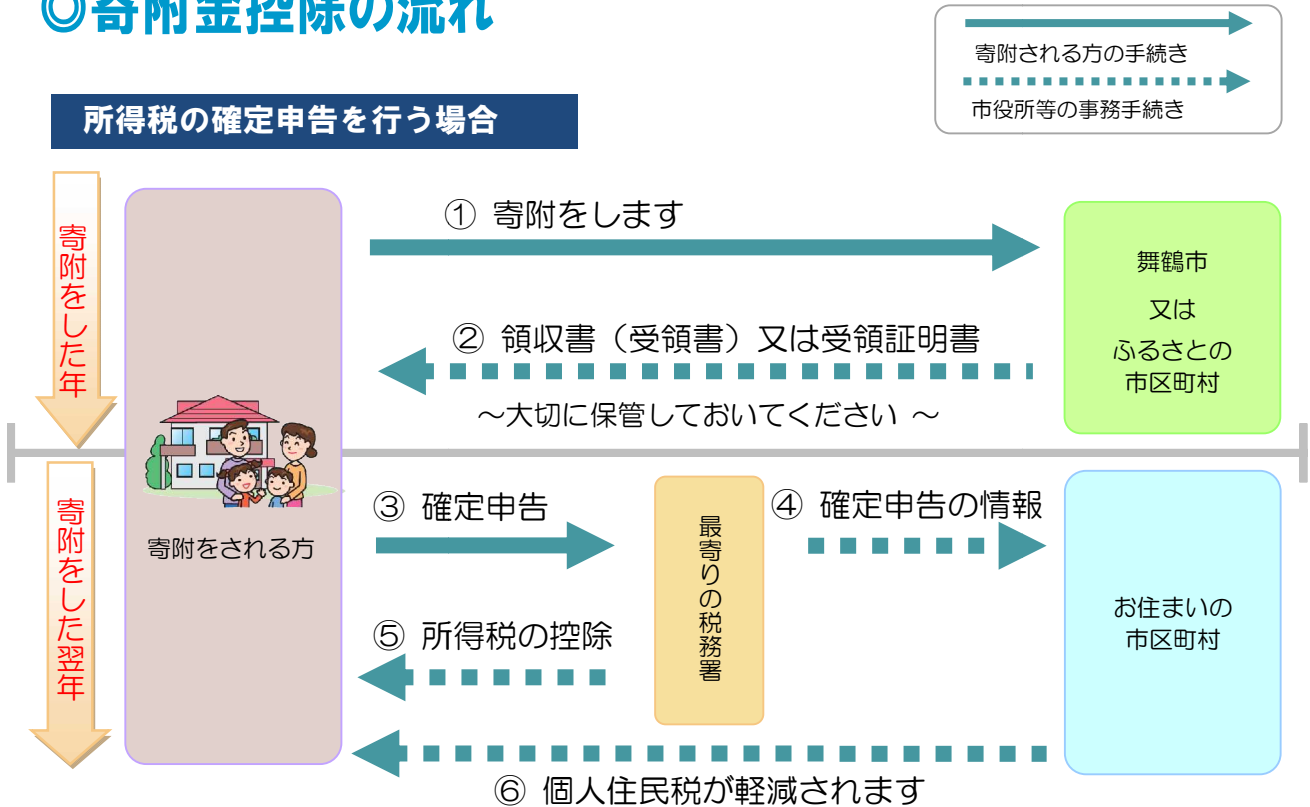
# 寄附金控除について

都道府県や市区町村に年間2千円を超える寄附をした場合、所得税と個人住民税の寄附金控除を受けることができます。

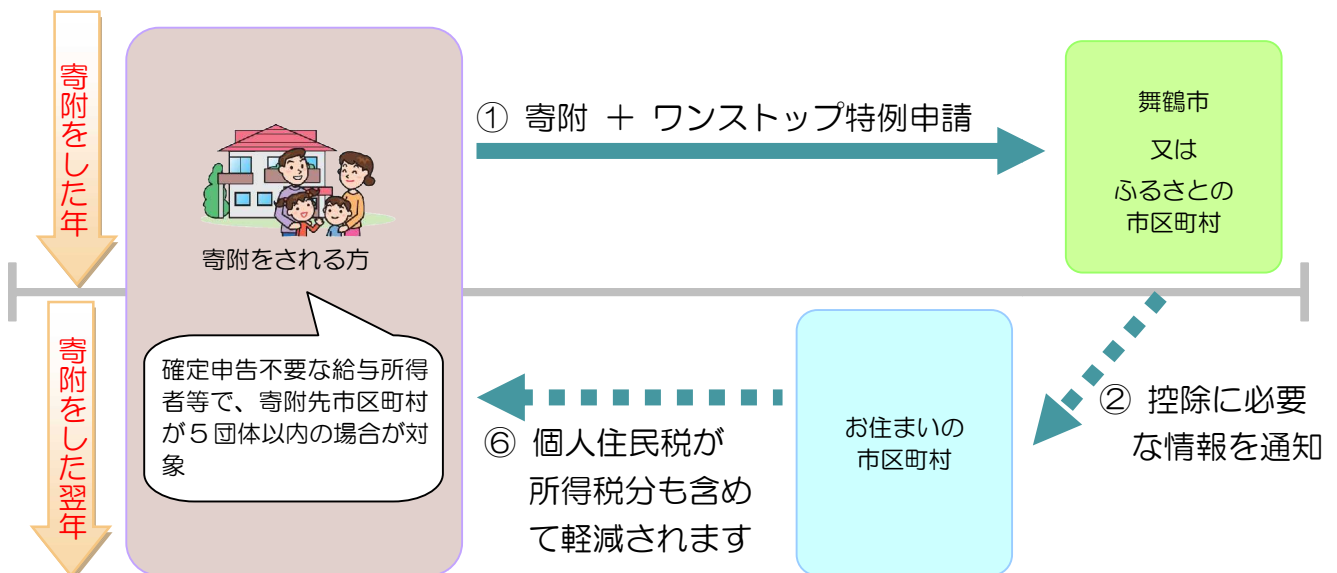
寄附金控除を受けるためには、次のいずれかの手続きが必要になります。  
なお、控除額には上限がありますので、ご注意ください。

## ◎寄附金控除の流れ

### 所得税の確定申告を行う場合



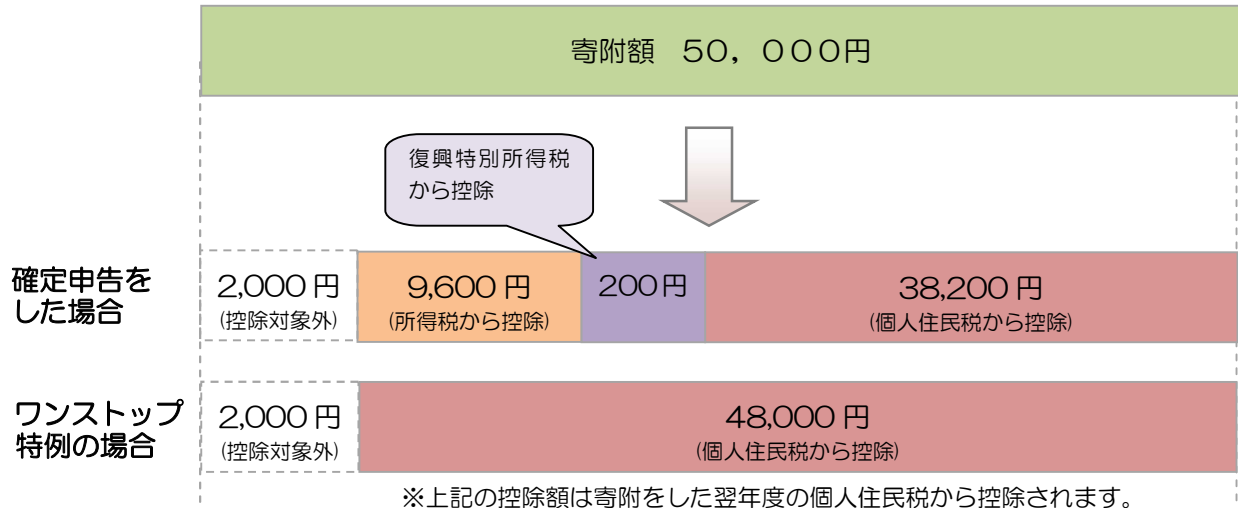
### ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合



## ◎寄附金控除の一例

### A市に5万円を寄附された場合

給与収入700万円、個人住民税所得割額35万円、所得税の税率は20%の場合



## ◎寄附金控除の計算方法

### ◆所得税からの控除額

- ①寄附金の合計額 ②総所得金額等の合計額の40%相当額  
 $\{(\text{①又は②のいずれか少ない金額}) - 2 \text{千円}\} \times \text{寄附者の所得税の税率}$

### ◆復興特別所得税からの控除額

- ①寄附金の合計額 ②総所得金額等の合計額の40%相当額  
 $\{(\text{①又は②のいずれか少ない金額}) - 2 \text{千円}\} \times \text{寄附者の所得税の税率} \times 0.021$

### ◆個人住民税からの控除額 (③はワンストップ特例制度適用者のみ)

次の①と②の合計額が、個人住民税から控除されます。

- ① 基本控除額 … (寄附金と総所得金額等の30%のいずれか少ない額 - 2千円) × 10%  
 ② 特例控除額 … (寄附金 - 2千円) × (90% - 寄附者の所得税の税率 × 1.021)

👉「特例控除額」は、個人住民税所得割額の2割が上限となりますので、ご注意ください。

- ③ 申告特例控除額 … ② ÷ (90% - 寄附者の所得税の税率 × 1.021)  
 × (寄附者の所得税の税率 × 1.021)

## ◎寄附金控除に関するお問い合わせ

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市総務部税務課市民税係  
 電話番号 (0773) 66-1026 (直通) FAX番号 (0773) 63-9231  
 E-mail zeimu@post.city.maizuru.kyoto.jp